

## 大切なお知らせ

税申告がお済でない方、収入がなかったため申告をされていない方は、速やかに住民税の申告をしてください。申告されない場合、住民税未申告の扱いとなり、本給付金を速やかに支給できない可能性があります。



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

# 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

## 1. 対象児童

平成15年4月2日以降(障がい児の場合、平成13年4月2日以降)  
令和4年2月28日までに生まれた児童

## 2. 支給対象者 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

①②の両方に当てはまる方

- ① 令和3年3月31日時点で対象児童を養育する父母等  
(※令和4年2月28日までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ②
- 令和3年度 **住民税(均等割)** が **非課税** の方  
または
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日  
以降の収入が急変し、**住民税非課税相当** の収入となった方

## 3. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

**0120-811-166** (受付時間: 平日9:00~18:00)

又は、みよし市子育て支援課「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」(電話: 0561-32-8034(直通))までお問い合わせください。



## 4. 給付金の支給手続き

### I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
  - ▶ **令和3年7月28日(水)**に、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ※対象となる方には、令和3年7月中旬頃に通知します。

### II. 児童出生または国内転入(注)による令和3年5月から令和4年3月のいずれかの月分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方で、住民税非課税の方

(注)国内転入の方で、対象児童に対する給付金がすでに支給されている場合は対象外です。(対象児童の重複算定不可)

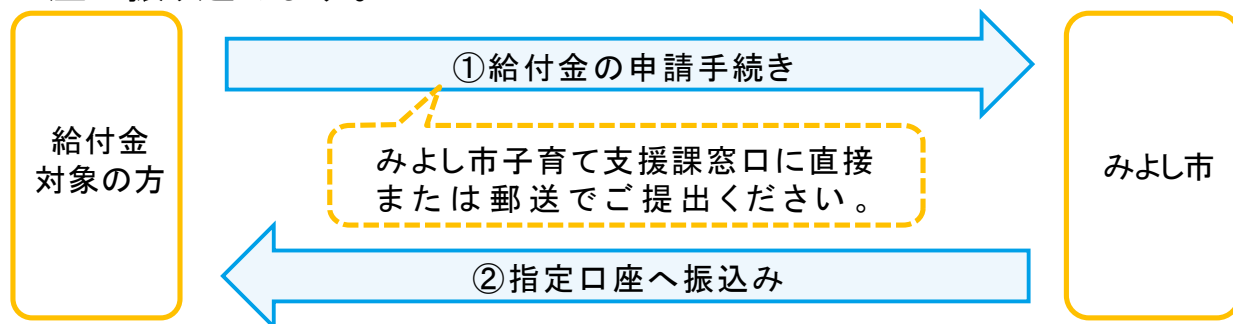
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 別紙の案内をご覧ください。

#### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

### III. 上記以外の方(例.令和3年5月から令和4年3月のいずれかの月分の特別児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方、高校生のみ養育している方、収入が急変した方など)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書(子育て支援課窓口で配布またはみよし市ホームページからダウンロード)に振込先口座などを記入して、必要書類とともにみよし市子育て支援課窓口に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、みよし市子育て支援課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



みよし市  
ホームページ